

東庄町町制施行70周年記念事業等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、令和7年7月20日に町制施行から70年の節目を迎えるに当たり、町を挙げて70周年を祝い、町民の更なる一体感や郷土愛を創出する記念事業等を展開するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、東庄町町制施行70周年記念事業等（以下「記念事業等」という。）は、以下に掲げる事業をいう。

(1) 記念事業 町及び教育委員会（以下「町」という。）が主催又は共催する事業のうち、第3条に掲げる期間内に実施する事業で、「東庄町町制施行70周年記念」の冠（以下「冠称」という。）を付して事業を実施すること。

(2) 協賛事業 町以外で、東庄町内に在住又は在勤している個人が主体となって構成された団体又は町内に事務所又は事業所を有する法人（以下「町民等」という。）が主催する事業のうち、第7条による承認を受け実施する事業。また、町民等、その他の個人、又は法人が、第1条に掲げる目的に賛同し、自己の印刷物、販売物等に冠称又は町制施行70周年記念ロゴマーク（以下「記念ロゴマーク」という。）を印字、掲載し周知すること。

(記念事業等の展開期間)

第3条 記念事業等を展開する期間は、令和7年1月1日から令和8年3月31日までとする。

(記念事業展開期間の対応)

第4条 町は、前条の期間内において新規又は既存の事業を実施するときは、積極的に冠称及び記念ロゴマークを付し、祝賀の機運を高めることとする。また、町が発送、発行、発信する各種印刷物、記事等に、積極的に冠称及び記念ロゴマークを使用するものとする。

(広報)

第5条 記念事業の全体に係る広報については、広報誌、町ホームページ、報道

発表等により総務課庶務係が行う。また、適宜、各事業を実施する所管課においても広報を行う。

(予算措置)

第6条 記念事業等を開催するに当たっては、各事業の所管課において予算措置に必要な手続を行うこととする。

(協賛事業の承認申請)

第7条 第3条の期間内において協賛事業を実施しようとする町民等は、当該事業開始日の30日前までに、東庄町町制施行70周年記念協賛事業承認(変更)申請書(様式第1号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が参画する実行委員会等による事業の場合
- (2) 国又は他の地方公共団体が広報を行う場合
- (3) 報道機関が報道又は広報を行う場合
- (4) その他、町長が適当と認めた場合

2 前項の承認は、次のいずれにも該当していると認められる事業に対して行うものとする。

- (1) 第1条に掲げる目的の達成に寄与する
- (2) 営利を目的とするものではない
- (3) 特定の思想や、政治的、宗教的な意図を有するものではない
- (4) 東庄町暴力団排除条例(平成24年3月9日条例第1号)に規定する者ではない
- (5) 法令又は公序良俗に反しない

3 町長は、第1項の規定による申請を受け、協賛事業の承認の可否を決定したときは、東庄町町制施行70周年記念協賛事業承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該申請をした町民等に通知するものとする。

4 町長は、協賛事業の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第8条 町民等は、承認を受けた協賛事業の内容その他に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

(承認の取消し)

第9条 町長は、承認した協賛事業について、次のいずれかに該当すると認められた場合は、承認を取り消すことができる。なお、承認の取消しに伴う損害については、東庄町はその損害を賠償する責めを負わない。

- (1) この要領に定める事項に違反したとき。
- (2) 必要な条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他、承認を取り消すべき事由が発生したとき。

(記念ロゴマークの内容と権利)

第10条 記念ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 記念ロゴマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。）は、全て町に帰属するものとする。

(協賛事業の特典)

第11条 協賛事業を実施する町民等は、冠称及び記念ロゴマークを使用することができる。記念ロゴマークの使用に当たっては、東庄町イメージキャラクター使用取扱要綱（平成29年7月1日告示第58号）第5条各号の例により行うものとする。

(庶務担当)

第12条 この要領の庶務は、総務課庶務係が担当するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第10条関係）

（1）記念ロゴマーク（キャラクター）



（2）記念ロゴマーク（カラー）



（3）記念ロゴマーク（モノクロ）

